

□離職者生活支援給付金 実施概要

1 給付金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した解雇や雇い止めが全国的に増加し、今後も雇用情勢の悪化が見込まれる中、就労の場を失った町民を対象に町が給付金を給付し、離職された方の生活支援と就労促進を図る。

■給付対象者

以下の要件のすべてを満たす方とする。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から9月30日までに離職し、かつ、給付金の申請日において再就職の見込みがないこと。
- 令和2年4月1日から給付金の申請日まで、引き続き士幌町に住所を有していること。
- 離職の日以前に3か月以上の間（当該離職の日を含む期間に限る。）、雇用保険の被保険者として同一の使用者に雇用されていた者であること。
- 生活保護を受給していないこと。

■給付額

離職の日から給付金の申請日までの期間が、

- ① 1か月以上経過している場合 5万円
- ② 2か月以上経過している場合 10万円

※1人につき上限を10万円とし、給付は1人につき1回限りとする。

2 申請手続き

■申請受付期間

令和2年7月15日（水）～令和2年12月18日（金）

■申請方法

- ① 郵送
- ② 持参

■申請に必要な書類

- ① 給付金給付申請書
- ② 離職日が確認できる書類
（雇用保険受給資格者証、離職票、離職証明書などの写し等）
- ③ 振込先の通帳写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

3 今後の流れ

■給付金の給付 随時

問い合わせ先（平日 8:30～17:15）

士幌町役場 産業振興課 産業振興グループ（商工観光労働担当）

電話番号 01564-5-5213